

平成 3 0 年度に離島の振興に関して講じた施策

～離島振興対策分科会報告～

令和元年 6 月 1 2 日

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| I はじめに | 1 |
| II 平成30年度に離島の振興に関して講じた施策 | 3 |
| 1. 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援 | |
| (1) 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援（離島活性化交付金） | 3 |
| (2) 防災対策の強化のための支援 | 6 |
| (3) 離島地域における税制制度（割増償却制度） | 6 |
| 2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備並びに人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化 | 7 |
| (1) 交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化 | 7 |
| (2) 高度情報通信ネットワーク等の充実 | 8 |
| 3. 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備 | 9 |
| (1) 農林水産業の振興 | 9 |
| (2) 地域資源等の活用による産業振興等 | 11 |
| 4. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進 | 11 |
| 5. 生活環境の整備 | 12 |
| 6. 医療の確保等 | 13 |
| 7. 離島の妊婦健診・出産に係る支援経費 | 14 |
| 8. 介護サービスの確保等 | 15 |
| 9. 高齢者の福祉その他の福祉の増進 | 15 |
| 10. 教育及び文化の振興 | 16 |
| (1) 教育の振興 | 16 |
| (2) 文化の振興 | 17 |
| (3) 調査、研究等の実施 | 17 |
| 11. 観光の開発 | 18 |
| 12. 国内及び国外の地域との交流の促進 | 19 |
| 13. 自然環境の保全及び再生 | 20 |
| 14. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策 | 22 |
| 15. 水害、風害、地震災害、津波災害、その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備 | 24 |

(参考資料)

| | | |
|----|------------------|----|
| I | 離島振興法 | 25 |
| | 1. 離島振興法の変遷 | 25 |
| | 2. 現在の法の内容と枠組み | 26 |
| | (1) 法の内容 | 26 |
| | (2) 施策実施のための枠組み | 26 |
| II | 離島の現況 | 27 |
| | 1. 人口等の動向 | 27 |
| | 2. 財政 | 29 |
| | 3. 医療 | 30 |
| | 4. 教育 | 31 |
| | 5. 生活環境 | 32 |
| | 6. 高度情報通信ネットワーク | 32 |
| | 7. 産業分類別就業者数等の推移 | 33 |

I はじめに

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）は、現在 78 地域が指定されており、その数は 255 島、面積約 5,323 平方キロメートル、人口約 38 万人となっている（参考 I-1、参考 I-2）。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

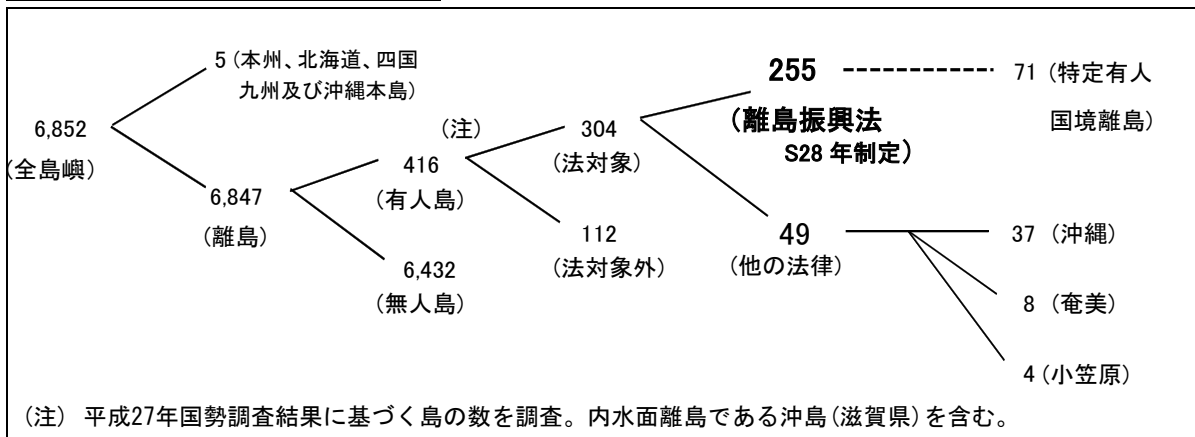
平成 30 年度は法改正から 6 年目となり、地元の積極的な取組等もあって一部の離島ではわずかではあるが定住者が増加するなど、明るい兆しも見られる。しかしながら、離島地域においては、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する本土との地域格差は引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島地域をめぐる状況は依然として厳しく、今後一層強力に離島振興施策を推進する必要がある。

平成 28 年 4 月に、議員立法により、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号。以下「有人国境離島法」という。）が、10 年間の時限立法として成立した。有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会維持のための施策は、離島振興施策とも密接に関係していることから、関係省庁が緊密に連携を図りながら、政府一体となって取り組む必要がある。

本報告は、法第 21 条の 2 等に基づき、平成 30 年度に講じた離島の振興に関する施策について、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が国土審議会離島振興対策分科会（以下「本分科会」という。）に報告するものである。

(参考 I-1) 日本の島嶼の構成

(平成31年4月1日現在)



(備考) その他の法律：有人国境離島法（平成28年制定）

沖縄振興特別措置法（平成14年制定(旧法昭和46年制定、平成14年失効)）。

奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年制定）。

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年制定）。

(出典) 海上保安庁「海上保安の現況」（昭和62年9月）のデータを利用。

(参考 I-2) 離島振興法の対象となる離島の面積・人口等

(平成31年4月1日現在)

| | 合計 |
|--------|-----------------------|
| 指定地域数 | 78 |
| 指定有人島数 | 255 |
| 面積 | 5,323 km ² |
| 人口 | 379千人 |
| 関係市町村数 | 112 |

(出典) 人口は平成27年国勢調査（平成27年10月1日時点）の数値。国土交通省の定義に基づき離島振興法対象地域の人口を算出。

面積は公益財団法人日本離島センター「2017 離島統計年報」。

Ⅱ 平成30年度に離島の振興に関して講じた施策

以下、平成30年度に講じられた離島の振興に関する措置について、具体的に記す。

なお、本章での記載の順は、離島活性化交付金から、法第3条第2項に掲げられている基本方針に定めるべき事項の順におおよそ従いつつ記載している。

また、平成24年6月の法改正により新たに規定された条文に対応する施策の実施状況等は本文下に適宜補足している。

1. 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援

(1) 地域活性化を推進し定住の促進を図るための支援（離島活性化交付金）

現行法においては、「地域間の交流を促進し、もって居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る」ことがその目的に明記された。

このことにより、従来から講じられていた公共事業や産業振興等の離島振興策に加え、人の往来や定住といった島の人の暮らしの側面をも直接的に視野に入れた支援策として、雇用の拡大や交流人口の増加にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための支援事業である「離島活性化交付金」事業を平成25年度から実施している。

同交付金は、定住促進事業、交流促進事業及び安全安心向上事業の3つの柱で構成されており、地元の産品等を利用し新たな戦略産品を開発するための研究費への支援や、魚介類等の特産品やその原材料の海上輸送費の軽減に活用する例などが見られる。また、離島と本土、離島と離島間の交流促進のための地元の観光資源を利用した事業の開催、本土における主要都市でのPR等の取組等に利用されている。特に交流促進に関する事業は、観光産業の振興のみならず、島からの情報発信により島の魅力を伝えることで、U・J・Iターンにも効果を発揮している。

平成30年度は、若者・外国人等の来島と島内での長期滞在を促すために実施する観光促進事業と合わせた衛生環境の改善（トイレの改修等）にかかる支援を拡充した。

平成30年度予算においては、平成29年度補正予算と合わせて22億円を確保し、下記のような事業に対して支援を行った。

①定住促進事業

(i)産業活性化事業

- ・戦略産品開発(戦略産品開発のための調査、研究、研修事業、ブランド化、戦略産品のテスト販売、産業活性化のための広報等)

- ・ 輸送支援(戦略産品の移出及び原材料等の移入に係る海上輸送費支援)

(ii) 定住誘因事業

- ・ 定住情報の提供(U・J・Iターン希望者のための相談窓口の設置、空家情報の提供等)
- ・ 施設整備(人材受け入れのための空家改修等)

②交流促進事業

- ・ 地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり及び交流の実施

③安全安心向上事業

(i) 防災機能強化事業

- ・ 避難施設の整備
- ・ 防災活動拠点の改修 等

(ii) 計画策定等事業

なお、「参考Ⅱ－１」に記した具体的活用例からも分かるように、同交付金を利用した事業の推進にあたっては、離島地域それぞれの特性を活かすことが望ましく、地元のNPOや住民の方々からの協力やアイデアを活用する等、地域が自らの活性化を推し進める姿勢が大きく期待される。ソフト面における事業支援という性質からも、同交付金の活用は自然環境や地理的環境、伝統や文化等、離島の独自性と不可分なものであるため、都道府県・市町村等を含めた関係団体や関係者が一体となって取り組むことで、その効果が一層発揮されるものである。

(参考Ⅱ－１) 離島活性化交付金の具体的活用例

平成30年度の離島活性化交付金について、実施自治体数は8県54市町村、交付件数は241件であった。

①定住促進事業

(i) 産業活性化事業

- ・ 戦略産品開発

○新潟県佐渡市(佐渡島)

事業名：世界農業遺産推進事業

事業費：16,140千円

概要：佐渡の世界農業遺産のブランドの発信による佐渡の認知度の向上を図るため、世界農業遺産(GIAHS)に認定されている佐渡のオリジナルブランドマークを開発や会議等に参加する取組みを支援する。

・ 輸送支援

○長崎県対馬市（対馬島）

事業名：対馬市離島移出コスト助成事業

事業費：143,180 千円

概要：戦略産品である製材（建築用製材、ラミナ材）、チップ材、薪、丸太の移出に係る輸送費に対し支援する。

(ii) 定住誘引事業

○島根県知夫村（知夫里島）

事業名：知夫村空家改修事業

事業費：3,937 千円

概要：UI ターン者用の住宅確保を推進するため、空家の改修（屋根の葺き替え及び床の張替え）に対し支援する。

②交流促進事業

○北海道利尻町（利尻島）

事業名：利尻町魅力発信プロジェクト事業

事業費：6,134 千円

概要：島の魅力を広く PR するため、PV や観光イベント用のグッズ製作や観光イベント等に参加する取組みを支援する。

○鹿児島県薩摩川内市（上甑島、中甑島、下甑島）

事業名：「甑はひとつ」交流推進事業

事業費：6,156 千円

概要：甑島の地域的な特徴を踏まえた、サイン・パンフレット・WEB ページ等、今後、甑島地域を紹介・PR に使用する各種媒体を考慮したトータルデザイン案の検討、作成に対し支援する。なお、案内標識等の整備や観光スポットのトイレ等の改修を行うとともに、令和 2 年度に完成予定の中甑島と下甑島を結ぶ藺牟田瀬戸架橋完成に向けたイベントの実施に対し支援していくこととしている。

○岡山県岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市

（犬島、児島諸島、石島、笠岡諸島、日生諸島、前島）

事業名：おかやまの離島で学ぶ！小中学生島体験学習事業

事業費：3,798 千円

概要：県内の小中学生を対象に離島の伝統・文化・産業の体験学習プログラムの実施、離島の魅力及び事業 PR のためのパンフレット製作

及び各種イベントにおける情報発信の実施に対し支援する。

③安全安心向上事業

(i)防災機能強化事業

○東京都八丈町（八丈島）

事業名：八丈島三根地域避難所改修事業

事業費：6,750 千円

概要：地域防災計画に避難所として指定されている八丈島の避難施設について安全強化を図るため、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼り付ける等の改修に対し支援する。

(ii)計画策定等事業

○香川県小豆島町（小豆島）

事業名：災害廃棄物処理基本計画策定事業

事業費：6,248 千円

概要：大規模災害発生時に予測される災害廃棄物について、早期の復旧・復興を推進するための処理基本計画の策定に対し支援する。

(2) 防災対策の強化のための支援

離島は四方を海等に囲まれていることから、津波等によりひとたび被災した場合には本土と比べて避難支援を含めた応急・復旧活動に時間を要し、孤立化するおそれが大きい。そこで、離島の防災機能強化を図るため地震津波対策として行われる公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に対し、地方財政措置の拡充（公共事業等債における交付税措置の拡充）が行われており関係地方公共団体の財政負担の軽減が図られている。

（補足）上記措置については、法附則第 5 条「防災機能の強化を図るための財政上の措置等」について、「政府は、離島の防災機能の強化を図るため、この法律の施行後早急に、離島振興計画に基づく海岸、道路、漁港等の整備に係る事業について、離島振興対策実施地域に係る地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずるものとする。」に基づき平成 26 年度より措置されたものである。同時に、前述の離島活性化交付金による離島の防災機能の強化を図るため、避難施設等防災拠点施設の改修事業が支援対象として追加された。

(3) 離島地域における税制制度（割増償却制度）

離島地域における内発的発展をはじめとする産業振興を効果的に促進するため、令和 3 年 3 月 31 日を期限とする離島地域における税制制度が措置されている。

（「参考Ⅱ－2」）

なお、地域振興のためには地元市町村の主体的な取組が必要不可欠であることから、本税制措置の適用のためには市町村が産業の振興に関する計画を策定し、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から地区指定を受けることとされており、平成31年4月1日時点で109市町村が計画を策定している。

(参考Ⅱ-2)離島地域における税制制度(割増償却制度)

製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の工業用機械等の取得等に係る割増償却（所得税、法人税）（令和3年3月31日まで）

機械・装置：普通償却限度額を32%上乗せする（5年間）

建物・附属設備、構築物：普通償却限度額を48%上乗せする（5年間）

2. 本土と離島間、離島と離島間及び離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備並びに人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化

(1)交通体系の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

離島航路及び離島航空路は、離島で生活する人々にとって日常の生活のほか産業振興、島外との交流を進めていく上で欠くことのできない基盤的な存在となっている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保並びに島民生活や離島地域の産業の維持及び発展を支えるための輸送ダイヤ・運賃体系の確保に努めた。併せて、港湾、道路等の交流施設の整備を図るための支援を行った。

また、離島地域においては、離島航路及び離島航空路の需要の減少等によりそれらの運賃が住民にとって割高な水準となる傾向があり、地域間格差の是正や離島への定住促進を図る上で障害となっている。加えて、物資の輸送についても、他の本土地域と比べ、費用が多くかかる状況にあることから、島内産業の競争力の低下が生じており離島の振興を図る上で大きな障害となっている。こうしたことから、離島航路及び離島航空路並びに物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を行った。

平成30年度に講じた主な施策

離島交通の安定的確保（港湾整備事業等）

離島航路運営費補助（航路）

鹿兒島～十島～名瀬、東京～八丈島、見島～萩航路等

108事業者 120航路

(奄美群島 2事業者 3航路)

(小笠原諸島 1事業者 2航路)

(沖縄県 12事業者 12航路)

離島住民運賃割引補助(航路)

粟島～岩船、度島～平戸航路等 12事業者 12航路
(奄美群島 1事業者 1航路)
(小笠原諸島 1事業者 1航路)

離島航路構造改革補助(航路)

輪島～舩倉島、見島～萩、鹿児島～三島等 20事業者 20航路
(小笠原諸島 1事業者 1航路)
(沖縄県 2事業者 2航路)

離島航空路運航費補助(航空路)

利尻～丘珠、八丈島～羽田、福江～長崎等 4事業者 8路線
(奄美群島 1事業者 4路線)

離島住民運賃割引補助(航空路)

大島～調布、新島～調布、神津島～調布 1事業者 3路線

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航路)

稚内～利札、新潟～両津、長崎～五島等 39航路

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(航空路)

奥尻～函館、羽田～八丈島、対馬～福岡等 18路線

(2)高度情報通信ネットワーク等の充実

離島地域における高度情報通信ネットワーク等の整備は、離島地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用の手段としても極めて有効であり、基盤整備の結果、ほぼ全ての有人離島において、ブロードバンドの利用、地上デジタル放送の受信及び携帯電話の利用が可能となった。

平成28年度から、情報通信基盤整備推進事業により、地域の活性化を図っていく上で重要かつ必要不可欠な超高速ブロードバンド基盤の整備を推進するため、離島等の「条件不利地域」を有する地方公共団体が、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助している。(注1)

また、携帯電話等の使用可能エリアの拡大も課題となっていることから、その費用の一部を支援する携帯電話等エリア整備事業を実施している。

加えて、ケーブルテレビ網の切断が想定される箇所の２ルート化等の整備費用の一部を補助する制度について、離島地域等の条件不利地域においては、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象とするとともに、平成 29 年度から、ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助している。

(注 1) 平成 27 年度までは、情報通信利用環境整備推進交付金により、超高速ブロードバンド基盤の整備を実施。

平成 30 年度に講じた主な施策

携帯電話等エリア整備事業 八丈島-青ヶ島、十島村 2 箇所

3. 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備

(1) 農林水産業の振興

農林水産業は、離島における基幹産業である。離島の農林水産業は、水産物をはじめとする食料の安定的な供給等の面で重要な役割を果たしているが、離島は狭小で急傾斜地が多いこと等から生産等のコストがかかることや、高齢化の進展による就業者数の減少等の問題もあり、その生産額は、平成 2 年のピーク時から平成 27 年には半減しており(公益財団法人日本離島センター「2017 離島統計年報」)、現状は極めて厳しいことが分かる。

このような中で、離島地域の特性を活かした農林水産業の振興を図るためには農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが必要である。また、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されておりこれを確保することも必要である。

このため、中山間地域等直接支払交付金を活用し、農業生産活動を継続して行う農業者等に対して、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うと共に、多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図る活動を支援した。また、農山漁村振興交付金のうち、地域活性化対策及び農泊推進対策により、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺等を活用した農山漁村における滞在交流型の余暇活動及び農林水産業体験の推進を図ったほか、農山漁村活性化整備対策により、市町村等が策定した定住・交流促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援した。

さらに、荒廃農地の発生防止・解消等を図るとともに、鳥獣被害の防止、森林の整備・保全等を支援した。

また、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、離島漁業を再生させるため、離島漁業再生支援交付金を活用し、漁場の管理・改善等の離島周辺海域における水産動植物の生育環境の

保全及び改善に資する取組、海洋資源の高付加価値化等の地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組や離島漁業新規就業者特別対策交付金を活用し、新規就業者の定着を図る取組を支援するとともに、燃油と配合飼料の高騰による漁業経営への影響を緩和する漁業経営セーフティーネット構築事業において、漁業者と国が積立を行い、燃油・配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付した。

平成 30 年度に講じた主な施策

中山間地域等直接支払交付金

| | |
|--------------|-------|
| 佐渡市、壱岐市、五島市等 | 24市町村 |
| (奄美群島) | 3市町村 |
| (沖縄県) | 10市町村 |

多面的機能支払交付金

| | |
|----------------|-------|
| 佐渡市、隠岐の島町、壱岐市等 | 24市町村 |
| (奄美群島) | 12市町村 |
| (沖縄県) | 27市町村 |

農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）

| | |
|--------------|-----|
| 笠岡市、五島市、西ノ島町 | 3市町 |
|--------------|-----|

同（うち地域活性化対策）

| | |
|--------------|-----|
| 大洲市、松山市、西海市等 | 4市町 |
|--------------|-----|

同（うち農泊推進対策）

| | |
|---------------|------|
| 姫路市、海士町、小豆島町等 | 36市町 |
|---------------|------|

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

| | |
|--------|-----|
| 佐渡市 | 1市 |
| (奄美群島) | 1町 |
| (沖縄県) | 2市町 |

荒廃農地等利活用促進交付金

| | |
|-----------------|-----|
| 隠岐の島町、土庄町、小豆島町等 | 4市町 |
| (奄美群島) | 2町 |

鳥獣被害防止総合対策交付金

| | |
|--------------|-------|
| 福岡市、糸島市、唐津市等 | 88市町村 |
|--------------|-------|

森林整備地域活動支援交付金

| | |
|-----------------|-----|
| 屋久島町、対馬市、隠岐の島町等 | 9市町 |
| (奄美群島) | 1町 |

離島漁業再生支援交付金

| | |
|----------------|-------|
| 五島市、対馬市、新上五島町等 | 53市町村 |
| (奄美群島) | 12市町村 |
| (小笠原諸島) | 1村 |

| | | |
|------------------|--------------|--------|
| | (沖縄県) | 11市町村) |
| 離島漁業新規就業者特別対策交付金 | | |
| | 対馬市、壱岐市、五島市等 | 8市町村 |
| | (奄美群島) | 2市町 |
| | (小笠原諸島) | 1村) |

(2) 地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、水産資源、エネルギー資源、鉱物資源等のほか、海洋性レクリエーションの場にふさわしい地域資源が賦存している。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源を活用することが重要であり、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策を活用し、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援したほか、農泊推進対策により地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等への支援を行った。また、離島漁業を再生させるため離島漁業再生支援交付金を活用し、海洋資源の高付加価値化、低・未利用資源の活用、販路拡大、体験漁業、海洋レジャーへの取組等、地域の自主性と創意工夫を生かした実践的な取組を支援した。

(補足) 平成24年6月の法改正の際に、水産動植物の生育環境の保全及び改善等について新たに規定が設けられ(法第14条第2項及び第3項)、国及び地方公共団体は離島の安定的な水産業のため、水産動植物の生育環境の保全及び改善等について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策)(再掲)

| | | |
|---|---------------|------|
| | 大洲市、松山市、西海市等 | 4市町 |
| 同 | (うち農泊推進対策) | (再掲) |
| | 姫路市、海士町、小豆島町等 | 36市町 |

離島漁業再生支援交付金(再掲)

| | | |
|--|----------------|--------|
| | 五島市、対馬市、新上五島町等 | 53市町村 |
| | (奄美群島) | 12市町村) |
| | (小笠原諸島) | 1村) |
| | (沖縄県) | 11市町村) |

4. 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

離島地域では、基幹産業である第一次産業の不振等による就業機会の減少や、人口減少や高齢化の進展に伴う地域の産業を支える人材の不足が課題になっている。これらのことから、離島地域を含む雇用情勢の厳しい地域等で事業所を設

置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた事業主に一定額を助成する地域雇用開発助成金や、地域の協議会が地域資源を活用して行う自発的な雇用創出の取組を支援する実践型地域雇用創造事業を活用することで、雇用情勢が厳しい離島地域における自発的な雇用創造の取組を支援し、雇用機会の確保に努めた。

また、職業に必要な技能及び知識を習得するため、民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保による職業能力の開発等を通じ、島民及び離島移住者の就業促進を図った。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「就業の促進」について新たに法を規定され(法第14条の2)、国及び地方公共団体は、離島地域の住民及び同地域へ移住しようとする者の離島地域での就業促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的就業能力の開発及び向上のための施策の拡充について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

地域雇用開発助成金

実践型地域雇用創造事業

酒田市、上天草市、天草市等

7市

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

5. 生活環境の整備

汚水処理人口普及率は、全国が平成28年度末時点において、90.9%(注)であるのに対し(平成30年8月10日付け「国土交通省報道発表資料」)、離島地域は平成28年4月1日現在において、52.3%であった(公益財団法人日本離島センター「2017離島統計年報」)。このため、島民、観光客等が安心して心地よく生活し又は滞在できるようにするために、水の確保や汚水処理に関する取組を推進した。

すなわち、汚水処理による快適な生活環境の確保に向けて、事業実施主体である地方公共団体自らが、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下で汚水処理施設の整備を実施しているところである。

また、廃棄物処理については、廃棄物の適正処理による快適な生活環境の確保を図るため、循環型社会形成の推進という観点から、地方公共団体の自主性と創意工夫を活かした計画に基づく、地域の特性を活かした廃棄物処理に必要な施設の整備を実施している。

特に、離島では島内で処理できない場合が多いことなどから、循環型社会形成推進交付金事業を活用し、3R(廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用)の取組に必要な廃棄物処理施設の整備等を推進した。

併せて、水道施設については、簡易水道等施設整備費補助及び生活基盤施設耐

震化等交付金により、主に老朽対策、耐震化及び簡易水道統合の取組に必要な水道施設整備に要する費用の一部を支援した。

(注) 福島県のうち、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた都道府県の集計データ。

(補足) 平成24年6月の法改正の際に、「生活環境の整備」について新たに法に規定され(法第14条の3)、国及び地方公共団体は、離島地域における定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

社会資本整備総合交付金

農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業、漁港漁村環境整備事業)

| | |
|------------|-------|
| 佐伯市、隠岐の島町等 | 12市町村 |
| (奄美群島) | 5市町村) |

浄化槽整備(循環型社会形成推進交付金事業)

| | |
|--------------|-----|
| 五島市、吉崎市、八丈町等 | 23件 |
|--------------|-----|

廃棄物処理施設整備(循環型社会形成推進交付金事業)

| | |
|-----------|-----|
| 佐世保市、対馬市等 | 16件 |
| (奄美群島) | 1件) |

簡易水道等施設整備費補助(離島振興事業費)

| | |
|------------|------|
| 隠岐の島町、対馬市等 | 22件 |
| (奄美群島) | 10件) |

生活基盤施設耐震化等交付金

6. 医療の確保等

医療の確保は住民が安心して暮らすための基礎となるものであり、特に離島においては、医師の不在等、医療の提供に支障が生じている地区への対応が課題となっている。そのため、へき地保健医療対策費等を活用して、患者搬送艇等による離島地域の医療体制の充実を図るとともに、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、ドクターヘリによる医療支援(注)、遠隔医療の導入等を推進した。

さらに、島民や離島地域を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるようへき地診療所の整備や運営支援等、地域の実情にあったへき地保健医療対策の着実な実施に努めた。

| | |
|---------------------------------|-------|
| (注) 平成29年度のドクターヘリによる離島からの救急搬送件数 | 798件 |
| (奄美群島) | 492件) |

(補足)平成24年6月の法改正の際に、新たに、医療計画の策定に当たっての配慮規定が設けられた(法第10条第8項)。医療計画は各都道府県が地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために作成しているものであり、離島を抱える都道府県では、多くのところで離島についての記載がされている。さらにその実効性を高めるべく、医療計画に携わる都道府県職員の質の向上のための研修を実施している。

また、同改正により「保健医療サービスを受けるための住民負担の軽減」が新たに規定され(法11条の2)、国及び地方公共団体は、保健医療サービス等について、離島の住民負担軽減について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

へき地保健医療対策費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、運営費の補助を実施)

| | |
|--------------|-------|
| 佐渡島、小豆島、種子島等 | 111施設 |
| (奄美群島) | 4施設 |
| (小笠原諸島) | 1施設 |
| (沖縄県) | 23施設 |

医療施設等設備整備費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、設備整備費の補助を実施)

| | |
|------------|------|
| 島後、中通島、大島等 | 49施設 |
| (奄美群島) | 1施設 |
| (小笠原諸島) | 2施設 |
| (沖縄県) | 4施設 |

医療施設等施設整備費

(市町村等が運営しているへき地診療所等に対し、施設整備費の補助を実施)

| | |
|-----|-----|
| 坊勢島 | 2施設 |
|-----|-----|

7. 離島の妊婦健診・出産に係る支援経費

離島に居住する妊婦は、その島を離れて妊婦健診・出産をせざるを得ない場合があり、その際の船舶・航空機の交通費及び宿泊費を伴う移動が多いことが大きな課題となっている。このような状況に鑑み、平成25年度から、妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に居住する妊婦の健康診査受診時・分娩時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置を講じた。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「離島の妊娠健診・出産に係る支援経費」について新たに法に規定され(法第10条7項)、離島地域に居住する妊婦が健康診査を受診し、出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、国及び地方公共団体は、妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る

保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていないことによって当該離島の区域外の病院、診療所等に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合に、当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとされた。

これを受け、上述のとおり平成 25 年度から施策が講じられており、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う上記経費の支援について、特別交付税に関する省令（昭和 51 年自治省第 35 号）の一部を改正し、特別交付税の算定の基礎とすることとしている。

8. 介護サービスの確保等

介護保険制度の中では、指定サービス等の確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができるが、平成 24 年度からその対象に小規模多機能型居宅介護等を新たに加え、これまで以上にニーズに応じた適切なサービスが提供されるような環境整備を図った。

また、希望する地方自治体において、離島等の地域の実情を踏まえたサービス確保等のため、ホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点を置き、具体的な方策・事業の検討や試行的事業を実施した。

離島等地域では、サービス確保の観点から、訪問介護等において、サービス費用の 15%を加算する特別地域加算があり、当該加算を取得した場合、利用者負担も増額されることになる。このため、他地域との均衡を図る観点から、事業者が低所得者の利用者負担額の 1 割分を減額（通常 10%の利用者負担を 9%に減額）した場合に、事業者に助成金を交付する措置を講じた。

（補足）平成 24 年 6 月の法改正の際に、国及び地方公共団体は、「介護サービスの確保等」について新たに法に規定され（法第 10 条の 2）、老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供等介護サービスの内容の充実等について適切な配慮をするものとされた。これは、小規模多機能型居宅介護など、通所介護以外の居宅サービスについても確保を図っていくこと等を明確にするととの観点から設けられている。

平成 30 年度に講じた主な施策

離島等サービス確保対策事業

大島町等 17件

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

9. 高齢者の福祉その他の福祉の増進

平成 27 年 10 月 1 日現在における高齢者比率（65 歳以上人口の比率）は全国が 26.6%（注 1）である一方、離島地域は 39.0%（注 2）であった。離島地域においては、総じて高齢化が進展しており、医療需要に加え、介護需要も高まってきている。こうした状況から、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援した。具体的には、離島地域において、独立

して生活することに不安のある高齢者等に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「生活支援ハウス」を設置する場合等に、各都道府県に設置された基金により整備費の補助を行うことが可能となっている。

また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備をするために、保育サービスについて、通常の保育所を設けることが困難な離島地域において、保育を要する児童を保育するために設置するべき地保育所の運営に要する費用について補助を行った。

平成 30 年度に講じた主な施策

特例地域型保育給付費(子どものための教育・保育給付費負担金)

| | |
|----------------|-------|
| 対馬市、壱岐市、薩摩川内市等 | 14市町村 |
| (奄美群島 | 8市町村) |
| (小笠原諸島 | 1村) |
| (沖縄県 | 6市町村) |

(注 1) 高齢者比率は、総務省「平成 27 年国勢調査結果」を使用した。

(注 2) 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

10. 教育及び文化の振興

(1) 教育の振興

離島地域の自立的発展を促進するためには、等しく修学できる環境整備を推進する必要がある。離島地域では、多くの高校生等が島外への通学等を余儀なくされていることから、その経済的負担は大きい。このため、離島高校生修学支援事業において、高等学校等が設置されていない離島の高校生等の通学等を支援し、修学の機会を確保した。併せて、市町村等が行う公立学校施設整備に必要な経費の補助を行った。

また、平成 25 年度から、離島地域における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、特別の配慮をすることとし、同年以降、各都道府県からの申請通り、教職員定数の追加措置を行っている。

さらに、学校教育や社会教育の充実に努め、地域社会の特性に応じ、生涯学習を推進することにより、島の将来を担う人材を育成するよう努めた。

(補足) 平成 24 年 6 月の法改正の際に、「教育の充実」について新たに法に規定され(法第 15 条)、高等学校等が設置されていない離島の高校生等の通学等を支援や、離島における公立高等学校等の教職員定数の決定などについて特別の配慮をするものとされた。

平成 30 年度に講じた主な施策

離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算
離島高校生修学支援事業

| | |
|----------------|-------------|
| 長崎県、薩摩川内市、姫島村等 | 3 県 4 7 市町村 |
| (奄美群島 | 4 町村) |
| (小笠原諸島 | 1 都) |
| (沖縄県 | 1 5 市町村) |

公立学校施設整備費

(2)文化の振興

離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、四方を海等に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性等と相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。

こうした離島地域において、国指定等文化財の保存・活用のため、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金により、所有者又は管理団体等に対し補助を行ったほか、文化遺産総合活用推進事業（地域文化遺産活性化事業）により文化財保護法上の指定を受けていないものも含め、各地域において今日まで大切に守り伝えられてきた地域の伝統行事や伝統芸能などの保存・継承及び活用を図るための取組に対して支援を行った。

また、子供たちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えるため、文化芸術による子供の育成事業により、オーケストラや演劇、能楽等、優れた舞台芸術や伝統文化にじかに触れる機会を学校等において提供した。

さらに、平成 21 年 2 月にユネスコが指摘した危機的な状況にある 8 言語・方言(注)のうち、これまで調査・記録が不十分である地域の方言について、アーカイブ化を想定した実地調査を行うとともに、これまでの研究成果周知のための「危機的な状況にある言語・方言サミット」や、研究者と危機言語・方言を抱える地域の行政等の担当者との情報交換を図るための「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催した。

(注)危機的な状況にある 8 言語・方言とは、アイヌ語及び八丈、奄美、国頭、沖縄、宮古、八重山、与那国の各方言のことである。

平成 30 年度に講じた主な施策

| | |
|---------------------------|-------|
| 国宝重要文化財等保存整備費補助金 | 3 5 件 |
| 文化遺産総合活用推進事業(地域文化遺産活性化事業) | 5 件 |
| 文化芸術による子供の育成事業 | 4 5 件 |
| 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 | |

(3)調査、研究等の実施

資源賦存の可能性のある離島地域及び周辺海域にあつては、水産研究・教育機

構の研究所の立地等が見られるところであり、循環型社会への対応も含めた海洋環境保全等の調査及び研究の場等として活用した。

1.1. 観光の開発

離島地域は、豊かな地域資源を有しているが、離島への観光客数は、昭和60年には17,322千人(公益財団法人日本離島センター「2017 離島統計年報」)であったが、平成27年は7,532千人(同)(注)となっている。

(注)平成28年4月1日現在、離島振興対策実施地域のうち与島を除く数値。

こうした状況から、交流人口の拡大による地域の活性化を図るために、観光客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興を通じ、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進した。

特に、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策及び農泊推進対策を活用し、農山漁村における滞在交流型の余暇活動を行うグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど、離島地域の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進した。

また、離島及び離島周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくため、エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業を活用し、地域の自主的なルール作りを支援すること等により、これらの地域資源の保全に努めた。

さらに、継続的な観光地域づくりを実施するため、地域が目指すべき方向性を企画立案し、関係者との認識共有、合意形成等を行う人材を育成するなど、地域における継続的・自律的な活動体制の確立に向けた取組を推進した。

平成30年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策)(再掲)

大洲市、松山市、西海市等 4市町

同 (うち農泊推進対策) (再掲)

姫路市、海士町、小豆島町等 36市町

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

甑島 1件

(沖縄県) 1件)

国立公園満喫プロジェクト人材育成支援事業

宮城県石巻市及び南三陸町(三陸復興国立公園)、香川県 2件

(沖縄県) 2件)

12. 国内及び国外の地域との交流の促進

音楽を通しての国外交流等をはじめ、一部の離島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、離島地域の活性化又は離島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策及び農泊推進対策を活用した滞在交流型の観光等の取組を通じ交流人口の増大を図った。

また、全国の離島地域から出展者が都心に集まり、「島と都市部の交流」、「島と島との交流」といった様々な交流を通じて、交流人口の拡大や、U・J・Iターンといった定住の促進につなげることを目的に、全国の離島地域から約80団体、約200島の参加を得て、11月にアイランダーを開催した(注)。離島での漁業体験や自然体験等、離島の魅力が体験できるコーナーや離島で培われてきた独特の工芸や特産品の試食等を体験できるコーナー、来場者との会話型プログラムや移住体験者の講演の実施等、島と来場者とのコミュニケーションを重視するコーナー等が設けられた。

さらに、離島の資源を生かして振興を図るためには、島外の企業や人材の協力を得ることも有効であるから、国土交通省では、離島地域と島外の企業等をつなぐマッチングの場を設け、商談などを通じて離島の活性化につなげる取組を推進した。(しまっちゃんぐ2018の開催。)

平成30年度に講じた主な施策

農山漁村振興交付金(うち地域活性化対策)(再掲)

| | | |
|---|---------------|------|
| | 大洲市、松山市、西海市等 | 4市町 |
| 同 | (うち農泊推進対策) | (再掲) |
| | 姫路市、海士町、小豆島町等 | 36市町 |

(注)平成30年度は、11月17日・18日にかけて池袋サンシャインシティ文化会館で開催した。来場者は約13,000人(前年並)であった。

(参考Ⅱ-3)「しまっちゃんぐ2018」の概要

1. 日時：平成30年10月27日(土) 13:00~17:30
2. 場所：渋谷キャスト(東京都渋谷区渋谷1-23-21)
3. 参加：7つの離島地域と29の企業・団体の合計66名

4. 参加離島：

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①西ノ島(島根県西ノ島町) | ②知夫里島(島根県知夫村) |
| ③笠岡諸島(岡山県笠岡市) | ④小豆島(香川県土庄町) |
| ⑤福江島(長崎県五島市) | ⑥姫島(大分県姫島村) |
| ⑦トカラ列島(鹿児島県十島村) | |

※ 離島からは、行政職員、地域おこし協力隊、NPO 団体、事業者、らが参加

5. 内容：

- ① 離島プレゼンテーション
- ② 企業プレゼンテーション
- ③ マッチング交流会

(参考Ⅱ-4)「しまっちゃんぐ」の成果事例

○北海道利尻町利尻島

事業名：しまものラボ

概要：「しまっちゃんぐ」をきっかけに、利尻町、利尻町商工会、KDDI 株式会社(本社：東京都)及び特定非営利活動法人離島経済新聞社が結びつき、島の事業者が持つ販路拡大等の課題を各種講座の実施によって解決する「しまものラボ」を開催。この講座でパッケージデザイン等を学んだ事業者の商品を「au ウォレットマーケット」にてネット販売している。

13. 自然環境の保全及び再生

離島においては、海によって隔絶された長い歴史の中で微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、固有種が多く特徴的な生物相が見られる一方、生息地及び生育地の破壊や外来種の侵入等による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されている。このため、国立・国定公園総点検事業や国立・国定公園の海域適正管理強化事業を活用し、保護区の設定等に取り組むとともに、世界自然遺産地域では科学的知見を踏まえた順応的保全管理を実施し、さらに特定野生生物保護対策事業及び希少野生動物野生順化特別事業を活用した希少種の保護増殖事業や特定外

来生物防除等推進事業を活用した外来種の防除を実施すること等により、離島及び周辺海域における自然環境の保全及び再生を進めた。また、エコツーリズム等の自然環境への影響が少ない適切な利用を図った。

離島地域における海洋ごみ等の処理に関しては、高齢化や人口減少が進展している中で回収に従事する人手等の確保が困難な上、運搬費を含めた処理費用が本土と比較して多額であるため、離島地域の負担となっている。このため、多様な主体の連携を図りつつ、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動や海岸漂着物等地域対策推進事業等を活用し、海洋ごみの円滑な処理等を講じた。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「自然環境の保全及び再生」について新たに法に規定され(法第17条の2)、離島地域及びその周辺の海域における自然環境の保全及び再生に資するため、国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理並びに生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他生態系の維持または回復について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

自然公園等事業

| | | |
|--------------------|-------------|------|
| 【国立公園等整備費】 | 隠岐諸島、屋久島等 | 4件 |
| | (小笠原諸島) | 1件) |
| | (沖縄県) | 7件) |
| 【自然環境整備交付金】 | 香川県、三重県、島根県 | 7件 |
| | (奄美群島) | 2件) |
| | (沖縄県) | 3件) |
| 国立・国定公園新規指定等推進事業 | 隠岐諸島、伊豆諸島 | 2件 |
| | (沖縄県) | 2件) |
| 国立・国定公園の海域適正管理強化事業 | 屋久島 | 4件 |
| | (奄美群島) | 4件) |
| | (小笠原諸島) | 5件) |
| | (沖縄県) | 10件) |

遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業

| | |
|---------|-----|
| 屋久島 | 1件 |
| (小笠原諸島) | 1件) |

特定野生生物保護対策事業、希少野生動物野生順化特別事業

| | |
|---------------|-----|
| 佐渡島、対馬島、伊豆諸島等 | 8件 |
| (奄美群島) | 3件) |
| (小笠原諸島) | 5件) |
| (沖縄県) | 4件) |

特定外来生物防除等推進事業

| | |
|--------|-----|
| 対馬市 | 1件 |
| (奄美群島) | 2件) |
| (沖縄県) | 6件) |

指定管理鳥獣捕獲等事業交付金

| | |
|--------------|----|
| 香川県、長崎県、鹿児島県 | 3件 |
|--------------|----|

ジオパークと連携した地形・地質の保全・活用推進事業

| | |
|------|----|
| 伊豆大島 | 1件 |
|------|----|

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業

| | |
|---------------|------|
| 利尻島、隠岐諸島、屋久島等 | 10件 |
| (奄美群島) | 7件) |
| (小笠原諸島) | 3件) |
| (沖縄県) | 12件) |

海岸漂着物等地域対策推進事業

| | |
|--------------|-----|
| 対馬市、五島市、壱岐市等 | 81件 |
|--------------|-----|

14. 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策

再生可能エネルギーは、利用時の環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であるなど様々な長所を有しており、特に、離島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多いことから、再生可能エネルギーの導入に適している。

このことから、地域の特性を踏まえて、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進するため、離島の再生可能エネルギー・蓄エネル

ギー導入促進事業を活用し、再生可能エネルギー設備の導入を支援した。

また、地域のエネルギー需給の特性に応じて、地域に存在する分散型エネルギーを安定的かつ有効に活用するべく、再生可能エネルギーや未利用熱を地域内で面的に利用する先導的な地産地消型エネルギーシステムの構築や、木質バイオマスや地中熱等を利用した再生可能エネルギー熱利用設備の導入を支援し、エネルギーの地産地消を促進する予算措置を講じた。

離島における石油製品の流通コストは、海上輸送など本土と比べて追加的な流通コストが生じるため、小売価格が割高となっている。このため、離島のガソリン流通コスト対策事業により、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援措置を講じ、離島における石油製品の安定的かつ低廉な供給の確保に努めた。

また、離島地域における石油製品の供給体制のあり方について、地域の実情を踏まえて具体的に検討するため、自治体や石油販売事業者等を中心とした関係者による協議会を設置し、その協議会が行う石油製品の流通合理化や安定供給対策の検討・策定を支援した。

(補足)平成24年6月の法改正の際に、「エネルギー対策の推進」について新たに法に規定され(法第17条の3)、離島地域において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとされた。

また、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、離島地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策の推進について適切な配慮をするものとされた。

なお、石油製品については、上述のように、本土と比べて割高な離島のガソリン小売価格を実質的に下げることがを目的に、ガソリンの流通コストに着目して支援を行う離島のガソリン流通コスト対策事業を平成23年度から実施している。さらに、法改正も踏まえ、依然として本土と価格差があり、本土から遠方にある一部の離島について、平成24年6月からその補助単価を拡充する等の見直しもしている。

平成30年度に講じた主な施策

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、
離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業

| | |
|---------|----------------|
| 佐渡島 | 1件(平成30年度に採択) |
| (沖縄県) | 1件) |
| 種子島、上甕島 | 2件(平成29年度より継続) |

離島のガソリン流通コスト対策事業

| | |
|--------------|------|
| 佐渡島、種子島、対馬島等 | 163島 |
| (奄美群島) | 8島) |
| (小笠原諸島) | 2島) |

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業

| | |
|---------------|----|
| 大崎上島、高島・馬渡島地域 | 2件 |
|---------------|----|

15. 水害、風害、地震災害、津波被害、その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地の離島地域が孤立し、災害発生時の情報連絡、避難時の救援物資及び支援物資の供給のほか、復旧及び復興の局面において、離島地域特有の災害対策上の課題を改めて認識することとなった。

このため、離島地域の孤立防止と孤立時の対策として、被害を未然に防ぐ防波堤等の国土保全施設等の整備等を図ったほか、離島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫及び通信設備等の整備等を図った。

また、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等のソフト対策にも取り組んだ。

さらに、水害、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、我が国の領域の保全という離島の国家的役割に鑑み、高潮及び侵食等による被害から離島を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進した。

(補足) 離島地域は大きな災害が発生すると、島内外の交通や通信が遮断されて孤立を招きやすく、実際に平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、上述のとおりそのことが改めて認識された。このようなこともあり、平成24年6月の法改正の際には、「防災対策の推進」について新たに法に規定され(法第17条の4)、国及び地方公共団体が、必要な防災対策の推進について適切な配慮をするものとされた。

平成30年度に講じた主な施策

社会資本整備総合交付金

防災・安全交付金

農山漁村地域整備交付金

(参考資料)

参考 I 離島振興法

1. 離島振興法の変遷

離島振興法は、離島地域を有する地方公共団体等の要望の高まりを背景に、昭和 28 年に議員立法により 10 年間の時限立法として制定された。その後、時々の離島を巡る状況に鑑み、数次にわたる延長及び期間中も含めた改正等がなされてきた。現在の法は、平成 24 年 6 月に第 180 回国会において離島振興法の一部を改正する法律が成立し、平成 24 年 6 月 27 日に公布、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。

(参考資料 I-1) 改正法の変遷

| 法の対象期間 | 改正法の内容 |
|---------------|--|
| 昭和 38～47 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①期間のみの単純延長 ●期間中の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①特別な助成の対象として、教育施設、保育所及び消防施設の追加 |
| 昭和 48～57 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①離島の医療確保について、国及び都道府県の責任の明記 |
| 昭和 58～平成 4 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①臨時行政調査会の答申に沿って、期限を迎える法律の廃止等が議論される中、離島振興法を延長 |
| 平成 5～14 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①目的条項に、離島の果たす国家的役割を明記 ②離島振興計画に含む事項の追加・見直し ③地方債、資金の確保等に関する配慮規定の新たな追加 ④新たな租税措置に関する規定の追加(租税特別措置法、地方税法)等 |
| 平成 15～24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①目的条項に、離島の自立的発展を促進することを明記 ②国による離島振興基本方針策定及び都道府県による離島振興計画策定への制度変更 ③ソフト事業を含む非公共事業に対する国の助成措置を明記 <p style="text-align: right;">等</p> |
| 平成 25～令和 4 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ●延長の際の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①目的条項に、離島における定住の促進を明記 ②基本理念及び国の責務の明記 ③離島振興基本方針に含む事項の追加 ④離島活性化交付金等事業計画の制度創設 <p style="text-align: right;">等</p> |

2. 現在の法の内容と枠組み

(1) 法の内容

現在の法では、第1条にその目的が規定されており、「居住する者のない離島の増加及び離島における著しい人口の減少の防止並びに離島における定住の促進」とされている。すなわち、離島のための事業実施等振興についてのみならず、「人口の減少の防止」や「定住の促進」を明示しており、産業振興にとどまらず定住環境を整えるために必要なソフト事業への支援も明記されたところである。

このための施策の実施は、法第1条の2第1項にあるように、国がその責務を担っており、同条第2項において「離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する」との基本理念が示されている。

このような考え方を土台とし、現行法は改正前に比べて、就業の促進、介護サービスの確保、人材の確保・育成等が、「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）に定める事項に追加されており、離島の活性化に資する事業等を推進するための「離島活性化交付金等」についての事業計画の策定が新たに規定されている。

産業、生活、防災等、離島での定住を支える各般にわたるソフト施策の推進の追加等がなされることにより、現行法への延長・改正の際は、本則で14条が新設、その他多くの条文で追加の規定改正がなされ、併せて、医療法並びに公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の附則において条が新設されている。

(2) 施策実施のための枠組み

法の主務大臣として、改正前は国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の3大臣であったが、法の趣旨の着実な実施のために、現在は、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣の4大臣を加えた7大臣となり、実施体制の強化が図られている。

主務大臣は、離島の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方、離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び離島の振興に関するその他の事項について定めた基本方針を策定することとなっており、関係都道府県は、基本方針に基づいた「離島振興計画」を策定、これに基づき離島振興施策を展開していくこととなっている。

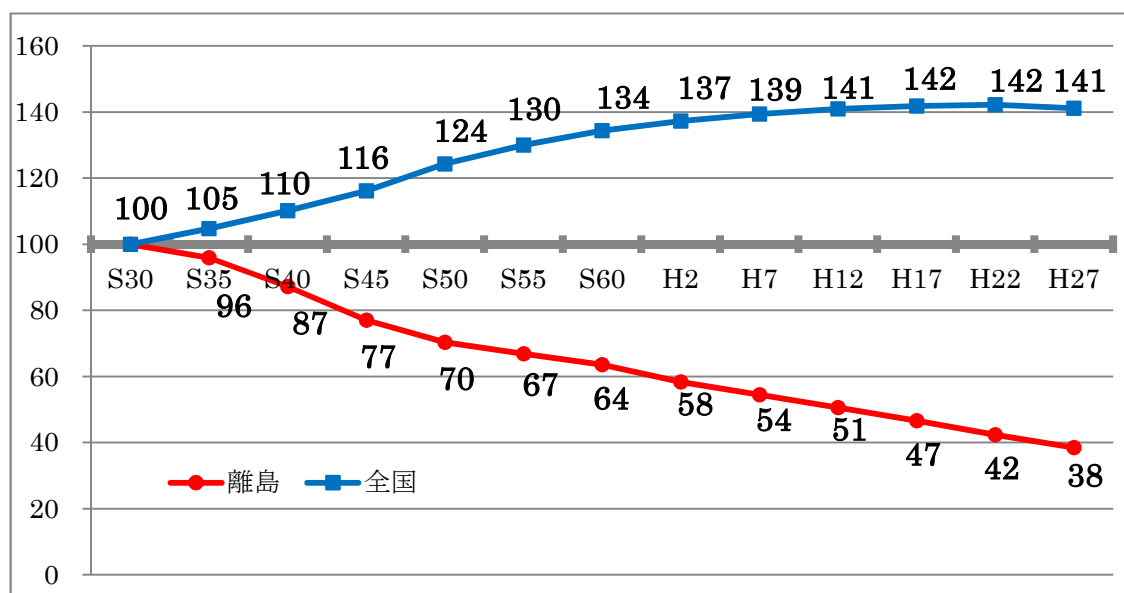
参考Ⅱ 離島の現況

1. 人口等の動向

離島地域の人口は、法が制定された直後の昭和30年には、約98万人であったが、平成27年には約38万人まで減少している。平成17年から平成27年までの10年間で見ても、人口は17.4%減となっており他の条件不利地域と比べても減少幅が大きい。

また、昭和35年の人口構成は若年層の人口が多いピラミッド型を維持していたが、少子高齢化及び若年層を中心とする人口流出の結果、平成27年は高齢者が多い逆ピラミッド型になっている。

(図1) 昭和30年の人口を100とした場合の全国及び離島の人口の推移



(備考) 離島地域は平成30年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島を対象に算出。

(出典) 全国の人口については総務省「国勢調査」(昭和30年～平成27年分)のデータを利用。離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。

(表1) 離島地域等と全国の人口推移の比較

(単位：人)

| 項目 | 昭和30年 | 35年 | 40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 昭和60年 |
|-------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 離島地域 | 984,937 | 945,088 | 858,878 | 758,290 | 693,129 | 658,777 | 625,895 |
| 奄美群島 | 205,363 | 196,483 | 183,471 | 164,114 | 155,879 | 156,074 | 153,062 |
| 小笠原諸島 | — | — | — | 782 | 1,507 | 1,879 | 2,303 |
| 過疎地域 | — | 20,515,112 | 18,706,319 | 16,975,959 | 16,097,933 | 15,774,377 | 15,385,478 |
| 全国 | 90,076,594 | 94,301,623 | 99,209,137 | 104,665,171 | 111,939,643 | 117,060,396 | 121,048,923 |

| 項目 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 離島地域 | 574,596 | 536,529 | 498,592 | 458,773 | 417,642 | 378,751 |
| 奄美群島 | 142,834 | 135,791 | 132,315 | 126,483 | 118,773 | 110,147 |
| 小笠原諸島 | 2,361 | 2,809 | 2,824 | 2,723 | 2,785 | 3,022 |
| 過疎地域 | 14,642,025 | 14,066,130 | 13,452,762 | 12,720,416 | 11,842,300 | 10,878,797 |
| 全国 | 123,611,167 | 125,570,246 | 126,925,843 | 127,767,994 | 128,057,352 | 127,094,745 |

- (備考) 1. 離島地域は、平成30年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島を対象に算出。
2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。
3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。昭和43年まで米軍統治下におかれていたため、昭和30年、35年及び40年のデータはなし。
4. 過疎地域は、平成29年4月1日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(昭和30年～平成27年分)を使用した。1～3は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(表2) 平成17年から27年にかけての離島地域等と全国の人口増減率の比較 (単位：%)

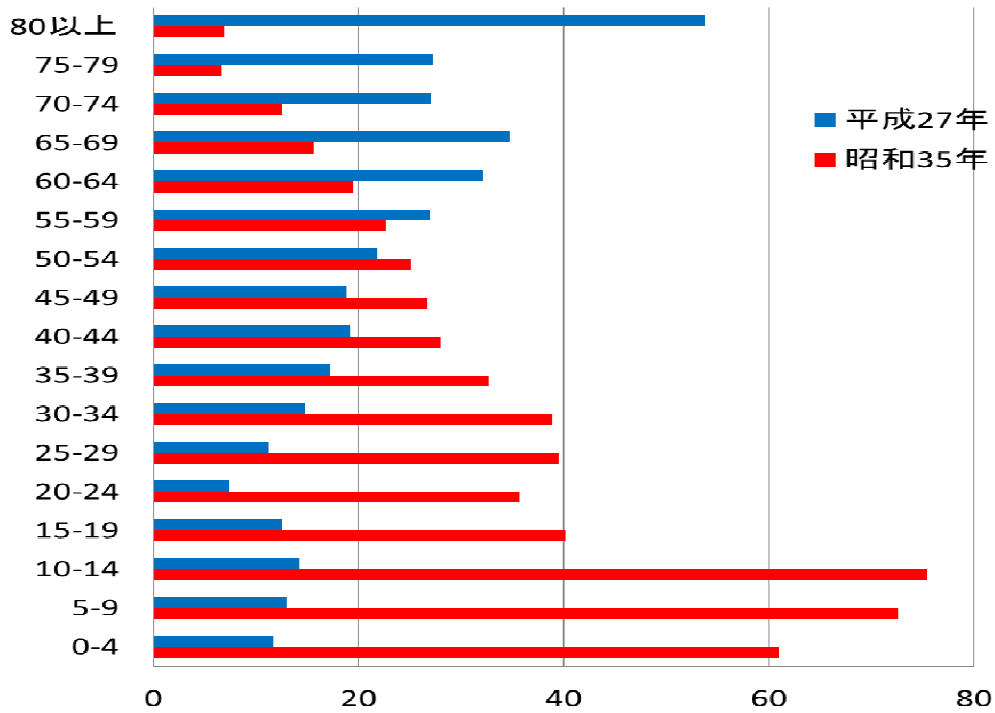
| 項目 | 離島地域 | 奄美群島 | 小笠原諸島 | 過疎地域 | 全国 |
|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 人口増減率 | ▲17.4 | ▲12.9 | 11.0 | ▲14.5 | ▲0.5 |

- (備考) 1. 離島地域は、平成30年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。
3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。
4. 過疎地域は、平成29年4月1日現在の地域を対象に算出。

(出典) 全国の結果については総務省「国勢調査」(平成17年及び平成27年分)を使用した。また、1～3は、国勢調査の結果を使用し、国土交通省の定義に基づき算出した。

(図2) 離島の年齢別人口構成



(備考) 1. 平成 27 年は、平成 30 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 255 島を対象に算出。

2. 昭和 35 年は、昭和 35 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 218 島を対象に算出。

(出典) 離島地域は、国土交通省の離島の定義に基づき、国勢調査の結果を使用し算出した。(昭和 35 年及び平成 27 年)。

2. 財政

平成 28 年度における全部離島の財政力指数は 0.20 であり、過疎地域と比較して厳しい財政状態であることが分かる。一方、実質公債費比率は過疎地域を下回っているものの、将来負担比率は財政力指数と同様に過疎地域と比較して厳しい状態にある。

(表3) 財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率の状況

| 項目 | 財政力指数 | 実質公債費比率(%) | 将来負担比率(%) |
|-------|-------|------------|-----------|
| 離島地域 | 0.20 | 7.9 | 57.7 |
| 奄美群島 | 0.16 | 10.5 | 54.0 |
| 小笠原諸島 | 0.25 | 9.8 | — |
| 過疎地域 | 0.24 | 8.4 | 32.1 |
| 全国市町村 | 0.51 | 6.4 | 33.7 |

(備考) 1. 平成31年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている255島のうち、市町村区域全域が離島である市町村を対象に算出。

2. 奄美群島は、奄美群島振興開発特別措置法に基づき指定されている8島を対象に算出。

3. 小笠原諸島は、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき指定されている4島を対象に算出。

4. 過疎地域の値は、平成28年度時点の数値。

5. 以下の語句の説明は、総務省「地方財政の状況(平成31年3月)」より。

※1 「財政力指数」とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※2 「実質公債費比率」とは、当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ))に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

※3 「将来負担比率」とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(出典) 1. 総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」(平成29年度)

2. 総務省「過疎対策の現況」(平成29年度版)

3. 医療

医療の確保は、住民が安心して暮らすための基礎となるが、人口10万人当たりの医師数は全国平均と大きな差はない。歯科医師数及び看護師数は全国平均と比較して少ない。

(表4) 人口10万人当たりの医師数、歯科医師数、看護師数の状況 (単位:人)

| 項目 | 離島地域 | 全国 |
|-------|------|-----|
| 医師数 | 230 | 252 |
| 歯科医師数 | 60 | 82 |
| 看護師数 | 725 | 906 |

(備考) 1. 平成28年4月1日現在、離島振興対策実施地域に指定されている260島を対象に算出。

2. 離島における医師数、歯科医師数、看護師数は平成 28 年 4 月 1 日現在。
3. 全国における医師数、歯科医師数、看護師数は平成 28 年 12 月 31 日現在。
4. 医師数、歯科医師数及び離島地域における看護師数は医療施設の従事者。
5. 全国における看護師数は就業看護師の数。

(出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「2017 離島統計年報」。

2. 全国は、厚生労働省「平成 28 年医師・歯科医師・薬剤師調査」、「平成 28 年衛生行政報告例」。

4. 教育

少子化が進んでいることから学校数、児童数及び生徒数は全国的に減少傾向にあるものの、特に人口減少が進む離島地域においてはその傾向が著しい。

(表 5) 離島地域の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況

| 項目 | | 平成 12 年 | 平成 28 年 | 増減率 |
|------|-----|---------|---------|--------|
| 小学校 | 学校数 | 405 | 285 | ▲29.6% |
| | 児童数 | 30,344 | 16,675 | ▲45.0% |
| 中学校 | 学校数 | 249 | 174 | ▲30.1% |
| | 生徒数 | 17,422 | 8,786 | ▲49.6% |
| 高等学校 | 学校数 | 46 | 44 | ▲4.3% |
| | 生徒数 | 13,517 | 7,674 | ▲43.1% |
| 合計 | 学校数 | 700 | 503 | ▲28.1% |
| | 生徒数 | 61,283 | 33,155 | ▲45.9% |

(備考) 1. 平成 28 年は、平成 28 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 260 島を対象に算出。

2. 平成 12 年は、平成 12 年 4 月 1 日現在、離島振興対策実施地域に指定されている 270 島を対象に算出。

3. 小学校、中学校及び高等学校の数は、平成 12 年 5 月 1 日現在、平成 28 年 5 月 1 日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」(2001 及び 2017)。

(表6) 全国の小学校、中学校及び高等学校の数及び生徒数の状況

| 項目 | | 平成 12 年 | 平成 30 年 | 増減率 |
|-------|-----|------------|------------|--------|
| 小 学 校 | 学校数 | 24,106 | 19,729 | ▲18.2% |
| | 児童数 | 7,366,079 | 6,427,867 | ▲12.7% |
| 中 学 校 | 学校数 | 11,209 | 10,190 | ▲9.1% |
| | 生徒数 | 4,103,717 | 3,251,670 | ▲20.8% |
| 高等学校 | 学校数 | 5,478 | 4,809 | ▲12.2% |
| | 生徒数 | 4,165,434 | 3,235,661 | ▲22.3% |
| 合 計 | 学校数 | 40,793 | 34,728 | ▲14.9% |
| | 生徒数 | 15,635,230 | 12,915,198 | ▲17.4% |

(備考) 小学校、中学校及び高等学校の数は、平成 30 年 5 月 1 日現在で、国・公・私立の合計数。

(出典) 文部科学省「平成 30 年度学校基本調査」。

5. 生活環境

汚水処理施設については、離島の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は平成 14 年の 20.0%に比べ平成 28 年は 52.3%と大幅に改善してきているものの、全国の 89.9%には達していない。

(表7) 汚水処理人口普及率の状況

| 項 目 | 平成 14 年 | 平成 28 年 |
|-----|---------|---------|
| 全 国 | 73.7% | 89.9% |
| 離 島 | 20.0% | 52.3% |

(備考) 1. 離島地域は年度当初、全国は前年度末の数値。

2. 平成 28 年度の数値は、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除いた集計データを用いている。

(出典) 1. 離島地域は、公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」(2003 及び 2017)。

2. 全国は、国土交通省、農林水産省、環境省による調査結果

6. 高度情報通信ネットワーク

光ファイバ (FTTH) は医療、教育、産業等の各分野での活用が期待できることから、離島地域が有する地理的制約を克服する有効な手段であり、離島地域は平成 29 年 3 月末の 75.1%から平成 30 年 3 月末は 80.9%と利用可能世帯数の割合が増加している。

(表8) 光ファイバ (FTTH) の整備率の推移 (出典)総務省調べ

| 項目 | 平成 29 年 3 月末 | 平成 30 年 3 月末 |
|----|--------------|--------------|
| 全国 | 98.0% | 98.3% |
| 離島 | 75.1% | 80.9% |

(備考) 離島地域は離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の対象離島のうち、一般住民が居住している離島を対象に集計したものの。

7. 産業分類別就業者数等の推移

離島地域の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和 60 年から平成 27 年にかけて、第 1 次、第 2 次及び第 3 次産業のいずれもが減少しており、特に第 1 次産業及び第 2 次産業は大幅な減少が見られる。一方、全国の産業分類別就業者数の推移を見ると、昭和 60 年から平成 22 年にかけて、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少しているものの、第 3 次産業は増加している。

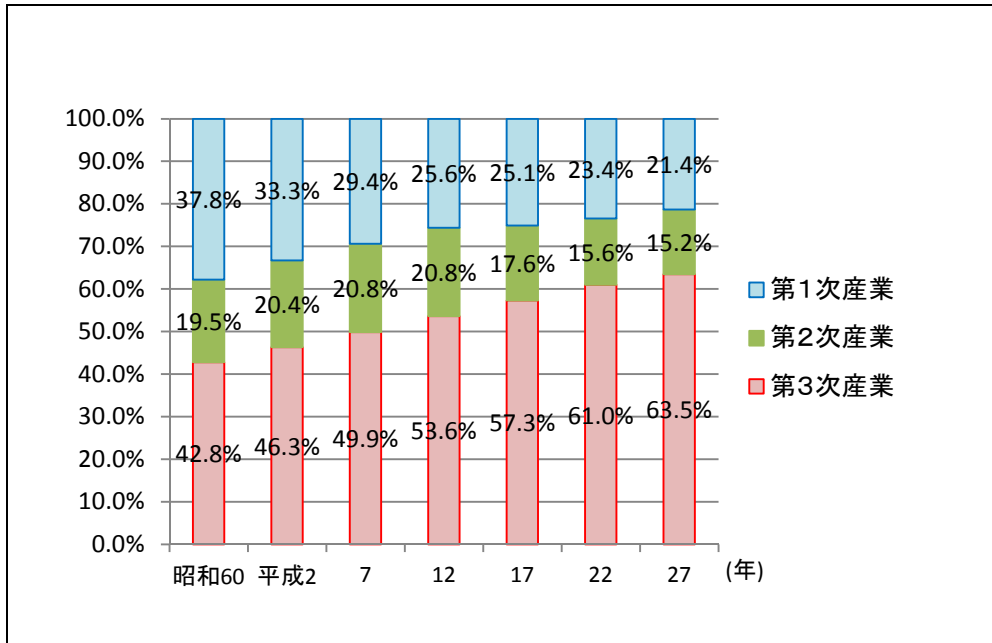
(表9) 離島地域の産業分類別就業者の推移

(単位：人)

| 項 目 | 昭和 60 年 | 平成 2 年 | 7 年 | 12 年 | 17 年 | 22 年 | 27 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1次産業 | 105,467 | 85,003 | 72,057 | 57,136 | 51,234 | 41,978 | 35,524 |
| 第2次産業 | 54,344 | 52,089 | 50,997 | 46,357 | 35,890 | 27,916 | 25,213 |
| 第3次産業 | 119,498 | 118,406 | 122,388 | 119,646 | 117,146 | 109,166 | 105,580 |
| 合 計 | 279,309 | 255,498 | 245,442 | 223,139 | 204,270 | 179,060 | 166,317 |

(出典) 公益財団法人日本離島センター「離島統計年報」のデータを利用。

(図3) 離島地域の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成27年)。国土交通省の定義に基づき算出。

(表10) 全国の産業分類別就業者の推移

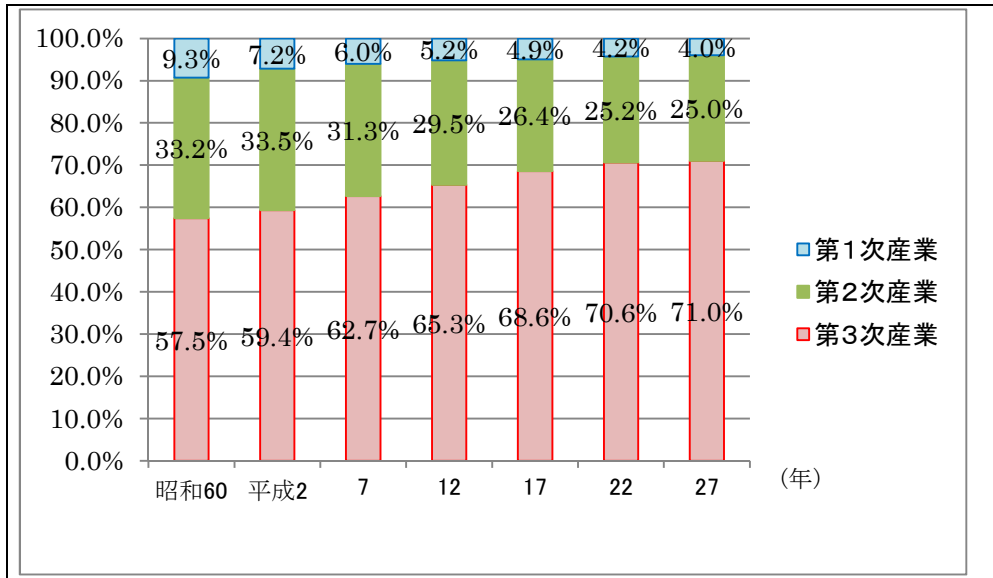
(単位：人)

| 項目 | 昭和60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第1次産業 | 5,412,193 | 4,391,281 | 3,848,000 | 3,208,000 | 2,980,831 | 2,381,415 | 2,221,699 |
| 第2次産業 | 19,334,215 | 20,548,086 | 19,936,000 | 18,392,000 | 15,957,225 | 14,123,282 | 13,920,834 |
| 第3次産業 | 33,444,306 | 36,421,356 | 40,004,000 | 40,671,000 | 41,424,613 | 39,646,316 | 39,614,567 |
| 合計 | 58,190,714 | 61,360,723 | 63,788,000 | 62,271,000 | 60,362,669 | 56,151,013 | 55,757,100 |

(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成27年)。

(注) 平成7年及び平成12年の数値は新産業分類に組替えて集計した抽出による結果。

(図4) 全国の産業分類別就業者比率の推移



(出典) 総務省「国勢調査」(昭和60年～平成27年)。